

神戸市消防用設備等技術基準の改正について

【神戸市消防用設備等技術基準とは】

建築物を新築や増築する場合、火災予防行政を担当している消防機関が設計の段階から関与し、防火に関する法令や技術基準への適合性について確認指導（消防同意）を行っています。また、査察時には消防用設備等の設置状況の検査も行っています。

「神戸市消防用設備等技術基準」は、これらの消防同意や査察等を行う際の法令解釈を定めた審査基準の一つであり、主な内容は次のとおりです。

- ・ 消火器や自動火災報知設備といった消防用設備等の設置維持に係る基準（消防法第 17 条に基づくもの）の解釈を定めた審査基準
- ・ 市民および来街者の皆さまがより安全安心に暮らせるために、より充実した防火対策を講じてもらうよう指導する行政指導指針

【改正理由】

- ・ 平成 20 年 10 月改訂以来、6 年が経過しています。
- ・ この間の法令改正や知見の反映を目的として基準の見直しを行います。

【改正概要】

- ・ 社会的影響の大きい火災を踏まえ、消防関係法政省令が改正されたため、消防用設備等の設置に関する基準を見直します。



- ・ 阪神淡路大震災の教訓を充実させるとともに、東日本大震災による新たな教訓を反映させるため、大規模地震の影響に対応した消防用設備等とするための基準に見直します。

また、設置がしやすく一人で操作可能な新しい屋内消火栓設備の開発や消防救急無線のデジタル化による無線通信補助設備等の技術基準の改正を反映させます。



スプリンクラー配管が破損した状況

※総務省 HP から



新しい屋内消火栓設備

※メーカーHP から



消防救急無線のデジタル化

※神戸市 HP から

【主な改正項目】（詳細な改定内容については、別紙をご覧ください。）

1 消防法施行令・施行規則の改正に伴う改正（政省令の改正については、総務省消防庁で意見公募を実施し、既に公布されています。）

- ・ 個室ビデオ店等に対応した自動火災報知設備の機能等の確保、誘導灯又は蓄光式誘導標識の設置基準の追加
- ・ 小規模社会福祉施設火災に対応した特定施設水道連結型スプリンクラー設備の基準の追加、消防機関に通報する火災報知設備と自動火災報知設備の連動対応基準の追加
- ・ 消防法施行令別表第1（以下「政令別表第1」といいます。）(2)項二（カラオケボックス等）と(6)項ロ（老人福祉施設）は、みなし従属¹⁾を適用しない旨を明記
- ・ 政令別表第1(6)項（病院等、社会福祉施設等）の用途判定の追記・修正
- ・ 新しい屋内消火栓設備（広範囲型2号消火栓）の技術基準の追加
- ・ 消防救急無線デジタル化に伴う無線通信補助設備の基準の改正を受けて、消防長が指定する周波数帯を整理

¹⁾ みなし従属とは、主要な用途以外の独立した用途と判断されても、その独立した用途の床面積の合計が300㎡未満で、かつ、建築物全体の延べ面積の10%以下である場合は、当該独立した用途は主要な用途の従属部分とみなして、用途判定するという考え方をいいます。

2 震災の教訓の充実・強化

- ・ 現在、「消防用設備等の耐震措置」となっている項目の名称を「消防用設備等の地震防災対策」に変更し、防火水槽の設置、防災センター及び非常電源等の津波浸水対策、地震時における住宅等からの出火防止対策を新たに追加

3 新しい知見や技術の出現に伴う追記・修正

- ・ 「無窓階の取扱い」において、低放射ガラス、窓用フィルム、複層ガラスの取扱いを追加
- ・ 太陽光発電設備における表示の基準を新設

4 お問合せの多い法令解釈の明確化及び消防同意担当者の知見の反映

- ・ 屋内消火栓設備において、屋内消火栓ノズルでの放水圧力の制限について整理
- ・ スプリンクラー設備において、配管充水用補助ポンプを設ける場合の補助用高架水槽を省略することができる要件を追加
- ・ 不活性ガス消火設備において、消火薬剤等の排出方法、排出ダクトの基準を追加
- ・ 防火対象物の用途、形態による避難施設、避難器具の設置の優先度について整理

5 法令事項と指導事項の整理

従わないと法令違反となる法令事項は無印、行政指導である指導事項には、◆印をつけて整理

6 条項ずれの修正等、その他文言の整理

【今後の予定】

改正した「神戸市消防用設備等技術基準」の運用開始日：平成27年4月1日

| | |
|------|------------------|
| 担当課 | 消防局予防部建築課 |
| 担当者名 | 宮内・黒田・飯尾 |
| 連絡先 | TEL:078-325-8509 |
| | FAX:078-325-8525 |